

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則
をここに公布する。

平成27年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第58号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別
表第1の規則で定める事務（第3条—第8条）

第3章 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別
表第2の規則で定める事務及び情報（第9条—第38条）

第4章 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別
表第3の規則で定める事務及び情報（第39条—第46条）

第5章 雑則（第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する条例（平成27年大和市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、
条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例、行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年
内閣府・総務省令第5号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・
総務省令第7号）において使用する用語の例による。

第2章 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条
例別表第1の規則で定める事務

(条例別表第1の規則で定める事務)

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の援助の対象となる者の認定に関する事務
- (2) 学校教育法第19条の就学に要する費用の支給に関する事務

第4条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の使用料(下水道使用料に限る。)の督促、滞納処分等に関する事務
- (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第20条の下水道使用料の徴収に関する事務

第5条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の受益者負担金(大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和49年大和市条例第21号)に規定する都市計画下水道事業受益者負担金に限る。以下「下水道事業受益者負担金」という。)の額の決定、督促、滞納処分その他の賦課徴収に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、社会局長通知により準ずることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する事務であって次に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務
- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務

第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則(平成27年大和市規則第39号)によるのみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、

同法第 2 1 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費、同法第 2 1 条の 5 の 1 2 第 1 項の高額障害児通所給付費又は同法第 2 1 条の 5 の 2 8 第 1 項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務

- (2) 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 8 第 2 項の通所給付決定の変更に関する事務
- (3) 児童福祉法第 2 1 条の 6 の障害福祉サービスの提供に関する事務
- (4) 児童福祉法第 2 2 条第 1 項の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (5) 児童福祉法第 2 3 条第 1 項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (6) 児童福祉法第 5 6 条第 2 項の費用の徴収に関する事務
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 3 1 条第 2 号（同法第 3 1 条の 1 0 において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 条の自立支援給付の支給に関する事務
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 2 4 条第 2 項の支給決定の変更に関する事務
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 9 第 2 項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 6 条第 2 項の支給認定の変更に関する事務
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 7 条の地域生活支援事業の実施に関する事務

第 8 条 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱（平成 1 9 年大和市告示第 4 1 号）第 5 条から第 9 条までの規定による利用者負担金の助成に関する事務とする。

第 3 章 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報

（条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報）

第 9 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - エ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護措置実施関係情報」という。）
 - オ 当該申請に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
- (2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該変更に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該変更に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 当該変更に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - オ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

カ 当該変更に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する情報

(3) 児童福祉法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ク 当該申請に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する情報

(4) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該サービスが提供される障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

オ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

カ 当該サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する情報

(5) 児童福祉法第24条の2第6第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の2第7第1項の特例障害児相談支援給付費の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(6) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第51条第2号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

ア 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

カ 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第2号に係る部分に限る。）

(7) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第51条第3号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

ア 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号

において「助産妊産婦」という。)に係る同項の助産施設における助産の実施に関する情報

イ 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童(以下この号において「保護児童」という。)又は当該保護児童の保護者に係る同項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報

ウ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童、当該保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童、当該保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

オ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童、当該保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

カ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

キ 助産妊産婦又は保護児童の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ク 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童、当該保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ケ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童、当該保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童、当該保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る次条第1号(児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報(同法第51条第3号に係る部分に限る。))を除く。)及び第2号(同法第56条第2項の費用の徴収に関する情報(同法第51条第3号に係る部分に限る。))を除く。)に掲げる情報

サ 助産妊産婦又は保護児童若しくは当該保護児童の保護者に係る大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報

シ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。）

第10条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申込みを行う者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。）

イ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

オ 当該申込みを行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ク 当該申込みを行う者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に関する情報

ケ 当該申込みを行う者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。）

(2) 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申込みを行う者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同

法第51条第3号に係る部分に限る。)

- イ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ウ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- エ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
- オ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- カ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- キ 当該申込みを行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- ク 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- ケ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- コ 当該申込みを行う者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
- サ 当該申込みを行う者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。)

第11条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の予防接種の実施に関する事務 次
に掲げる情報
 - ア 当該実施に係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該実施に係る者又は当該者の保護者に係る母子保健法(昭和40年法律第141号)第11条第1項の新生児の訪問指導の実施に関する情報

- ウ 当該実施に係る者に係る母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する情報
 - エ 当該実施に係る者に係る母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する情報
 - オ 当該実施に係る者又は当該者の保護者に係る母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する情報
- (2) 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る国民健康保険法第5条又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の被保険者の資格に関する情報
 - エ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
 - オ 当該請求に係る予防接種を受けた者又は当該者の保護者に係る母子保健法第11条第1項の新生児の訪問指導の実施に関する情報
 - カ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する情報
 - キ 当該実施に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する情報
 - ク 当該請求に係る予防接種を受けた者又は当該者の保護者に係る母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する情報
 - ケ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
 - コ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第9条の被保険者の資格に関する情報
 - サ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報
- (3) 予防接種法第16条第1項第2号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該請求に係る予防接種を受けた者の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - ウ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当の支給に関する情報
 - エ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第11条第1項の新生児の訪問指導の実施に関する情報
 - オ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する情報
 - カ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する情報
 - キ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する情報
 - ク 当該請求に係る予防接種を受けた者又は当該者の保護者に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (4) 予防接種法第16条第1項第2号又は第3号の給付の支給を受ける権利に係る届出又は申出（以下この号及び第8号において「届出等」という。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出等に係る予防接種を受けた者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該届出等に係る予防接種を受けた者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該届出等に係る予防接種を受けた者の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - エ 当該届出等に係る予防接種を受けた者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報
 - オ 当該届出等に係る予防接種を受けた者に係る昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- (5) 予防接種法第16条第1項第3号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する

る事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該請求に係る予防接種を受けた者の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当に関する情報

オ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

(6) 予防接種法第16条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第4号若しくは第5号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第11条第1項の新生児の訪問指導の実施に関する情報

エ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する情報

オ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する情報

カ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する情報

キ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

(7) 予防接種法第16条第2項第3号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求に係る予防接種を受けた者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(8) 予防接種法第16条第2項第3号の給付の支給を受ける権利に係る届出等に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出等に係る予防接種を受けた者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出等に係る予防接種を受けた者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(9) 予防接種法第28条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該決定に係る予防接種を受けた者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該決定に係る者と同一の世帯に属する者（当該決定に係る予防接種を受けた者又は当該者の保護者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該決定に係る予防接種を受けた者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該決定に係る予防接種を受けた者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第12条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される身体障害者又は当該措置に係る身体障害者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該サービスが提供される身体障害者又は当該措置に係る身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該サービスが提供される身体障害者又は当該措置に係る身体障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

キ 当該サービスが提供される身体障害者又は当該措置に係る身体障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

ク 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第13条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）又は要保護者等の扶養義務者に係る生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる情報

イ 要保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報又は社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還若しくは同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 第1号に掲げる情報
 - イ 生活保護法第6条第1項の被保護者若しくは被保護者であった者に係る同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報

第14条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の納付又は納入の告知に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 納税義務者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による葬祭費又は葬祭の給付の支給に関する情報
 - イ 納税義務者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報
- (2) 地方税法第24条の5又は第295条の非課税の判定に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 納税義務者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
 - エ 納税義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (3) 地方税法第34条第1項第2号又は第314条の2第1項第2号の医療費控除の適用に関する事務 納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他親族に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
- (4) 地方税法第34条第1項第3号又は第314条の2第1項第3号の社会保険料控除の適用に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他親族に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
 - イ 納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他親族に係る高齢者の医療の

確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収に関する情報

ウ 納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他親族に係る介護保険法第9条又は第13条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他親族に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収に関する情報

(5) 地方税法第323条の市町村民税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 納税義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(6) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

イ 納税義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(7) 地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者と生計を一にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 納税義務者と生計を一にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(8) 地方税法第703条の4の国民健康保険税の課税に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者及び当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

イ 国民健康保険法第5条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（介護給付費及び特例介護給付費に限る。）の支給に関する情報（同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設に関するものに限る。）

(9) 地方税法第706条の水利地益税等の徴収の方法の決定に関する事務 国民健康保険税（同法第5条第6項第5号に掲げる国民健康保険税をいう。以下同じ。）の納税義務者に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収に関する情報

(10) 地方税法第717条の水利地益税等の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 国民健康保険税の納税義務者及び当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

イ 国民健康保険税の納税義務者及び当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用

する場合を含む。) の児童手当又は特例給付 (同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。) の支給に関する情報

ウ 国民健康保険税の納税義務者及び当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項の保険料の徴収に関する情報

エ 国民健康保険税の納税義務者及び当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第 129 条第 1 項の保険料の徴収に関する情報

(11) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の督促、滞納処分その他の地方税の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者に係る地方自治法第 231 条の 3 の使用料 (下水道使用料に限る。) の督促、滞納処分等に関する情報

イ 地方税に関する調査において必要と認められる者に係る地方税法第 20 条の 11 の協力要請により得られる情報

ウ 納税義務者に係る下水道法第 20 条の下水道使用料の徴収に関する情報

エ 地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法 (昭和 34 年法律第 147 号) 第 141 条各号に掲げる者に係る同条の質問又は検査により得られる情報

オ 納税義務者に係る都市計画法第 75 条の規定により算出した下水道事業受益者負担金の額若しくはその算出の基礎となる事項又は督促、滞納処分その他の徴収に関する情報

第 15 条 条例別表第 2 の 7 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号) 第 16 条第 1 項又は第 28 条第 2 項の家賃の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 公営住宅法第 2 条第 2 号の公営住宅の入居者又は同居者 (以下この条において「公営住宅入居者等」という。) に係る生活保護実施関係情報

イ 公営住宅法第 2 条第 2 号の公営住宅の入居者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報

ウ 公営住宅入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 公営住宅法第 16 条第 4 項 (同法第 28 条第 3 項及び第 29 条第 8 項において準用する場合を含む。) の家賃若しくは金銭又は同法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 公営住宅入居者等に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する

情報

- イ 公営住宅入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ウ 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (3) 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務 次に掲げる情報
- ア 公営住宅入居者等に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 公営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (4) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 公営住宅入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - イ 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (5) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村税（地方税法第5条第2項第1号（個人に係るものに限るものとし、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）から第3号まで並びに同条第6項第1号及び第5号に掲げる市町村税をいう。以下同じ。）の徴収に関する情報
 - イ 公営住宅入居者等に係る下水道法第20条の下水道使用料の徴収に関する情報
 - ウ 公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者に係る老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する情報
 - エ 公営住宅入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報
 - カ 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (6) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第4号に掲げる情報
- (7) 公営住宅法第29条第5項の家賃の決定に関する事務 第3号に掲げる情報

(8) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 公営住宅入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(9) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 前号に掲げる情報

(10) 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務 第3号に掲げる情報

第16条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同法第24条の保護者に係る学校教育法第19条の援助の実施に関する情報とする。

第17条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 地方自治法第231条の3の使用料（下水道使用料に限る。）の督促、滞納処分等に関する事務 次に掲げる情報

ア 下水道使用料に関する調査において必要と認められる者に係る地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の11の協力要請により得られる情報

イ 地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条各号に掲げる者に係る同条の質問又は検査により得られる情報

ウ 納付義務者に係る道府県民税又は市町村税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 納付義務者に係る道府県民税又は市町村税の督促、滞納処分その他の徴収に関する情報

オ 納付義務者に係る都市計画法第75条の規定により算出した下水道事業受益者負担金の額若しくはその算出の基礎となる事項又は督促、滞納処分その他の徴収に関する情報

(2) 大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）第23条の下水道使用料の減免に関する事務 次に掲げる情報

ア 納付義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 納付義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 納付義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第18条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 国民健康保険法第42条第1項の一部負担金の算定に関する事務 当該一部負担金の算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (2) 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該一部負担金の措置に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該一部負担金の措置に係る者が属する世帯の世帯主に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報
 - ウ 当該一部負担金の措置に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - エ 当該一部負担金の措置に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
- (3) 国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報
- (4) 国民健康保険法第57条の3第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第50条又は第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- (5) 国民健康保険法第58条第1項の出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報
- (6) 国民健康保険法第58条第1項の葬祭費又は葬祭の給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (7) 国民健康保険法第63条の2第1項及び第2項の特別の事情に係る届出の確認に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該届出を行う者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税の徴収に関する情報
- (8) 国民健康保険法第63条の2第3項の一時差止に係る保険給付額からの滞納保険税の控除の通知に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該通知に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該通知に係る者が属する世帯の世帯主に係る国民健康保険税の徴収に関する情報
- (9) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項（これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - ウ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報
 - エ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (10) 国民健康保険法施行規則第5条の7（同令第20条において準用する場合を含む。）の被保険者証の返還の通知に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該通知に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該通知に係る者が属する世帯の世帯主に係る道府県民税又は市町村民税の徴収に関する情報
- (11) 国民健康保険法施行規則第7条の2（同令第7条の3、第7条の4第3項、第26条の3第4項、第26条の6の4第4項、第27条の13第7項、第27条の14の2第6項及び第27条の14の4第4項において準用する場合を含む。）の検認又は更新に関する

事務 次に掲げる情報

ア 当該検認又は更新に係る者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該検認又は更新に係る者が属する世帯の世帯主に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報

(12) 国民健康保険法施行規則第26条の3第1項の食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定の申請又は同令第26条の5第2項（同令第26条の7第2項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

(13) 国民健康保険法施行規則第27条の13第1項の特定疾病に係る保険者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(14) 国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項の保険者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 第12号に掲げる情報

(15) 国民健康保険法施行規則第27条の14の2第5項の限度額適用認定証の返還に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該返還に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該返還に係る者が属する世帯の世帯主に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報

(16) 国民健康保険法施行規則第27条の14の4第1項の保険者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 第12号に掲げる情報

第19条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される知的障害者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該サービスが提供される知的障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保

護実施関係情報

エ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る道府県
民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残
留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該サービスが提供される知的障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又
は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

キ 当該サービスが提供される知的障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定
又は同条第2項の要支援認定に関する情報

ク 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る外国人
生活保護措置実施関係情報

(2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する
事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る知的障害者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳
の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該措置に係る知的障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条
第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係
情報

エ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市
町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支
援給付実施関係情報

カ 当該措置に係る知的障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2
号の予防給付の支給に関する情報

キ 当該措置に係る知的障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第
2項の要支援認定に関する情報

ク 当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護措
置実施関係情報

(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実

施関係情報

イ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第20条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の3第1項の被災者台帳の作成に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 被災者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 被災者に係る道府県民税又は市町村税の督促、滞納処分その他の徴収に関する情報
- (3) 被災者に係る市町村税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (4) 被災者に係る公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに関する情報
- (5) 被災者に係る下水道法第20条の下水道使用料の徴収に関する情報
- (6) 被災者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (7) 被災者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当法第12条第1項の児童扶養手当の支給の制限に関する情報
- (8) 被災者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の保険料の賦課に関する情報
- (9) 被災者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報
- (10) 被災者に係る介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する情報
- (11) 被災者に係る被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項の被災者生活再建支援金の支給に関する情報
- (12) 被災者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第21条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る身体障害者福祉法第

15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は手当支給児童に係る生活保護実施関係情報

エ 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は手当支給児童（額の認定の請求を行う者又は額の認定の請求を行う者の配偶者若しくは扶養義務者を除く。）に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は手当支給児童に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

カ 当該請求を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は手当支給児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の2第1項又は第2項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出に係る児童に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

カ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(3) 児童扶養手当法施行規則第3条の4第1項から第3項までの一部支給停止の適用除外に

関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者の配偶者又は扶養義務者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出を行う者の配偶者又は扶養義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る生活保護実施関係情報

エ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(4) 児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は現況届出児童に係る生活保護実施関係情報

エ 現況届出児童に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は現況届出児童に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

カ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は現況届出児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(5) 児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該届出を行う者、当該者の配偶者若しくは扶養義務者又は当該届出に係る児童に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第22条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人福祉法第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該措置に係る者に係る身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供に関する情報

ウ 当該措置に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報

カ 当該措置に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該措置に係る者に係る介護保険法第9条の被保険者の資格に関する情報

ク 当該措置に係る者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

ケ 当該措置に係る者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

コ 当該措置に係る者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の実施に関する情報

サ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該措置に係る者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- イ 当該措置に係る者に係る身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の障害福祉サービスの提供に関する情報
 - ウ 当該措置に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - オ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報
 - カ 当該措置に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - キ 当該措置に係る者に係る介護保険法第 9 条の被保険者の資格に関する情報
 - ク 当該措置に係る者に係る介護保険法第 19 条第 1 項の要介護認定又は同条第 2 項の要支援認定に関する情報
 - ケ 当該措置に係る者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 条の自立支援給付の支給に関する情報
 - コ 当該措置に係る者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の地域生活支援事業の実施に関する情報
 - サ 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (3) 老人福祉法第 21 条の費用の支弁に関する事務 次に掲げる情報
- ア 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項又は同法第 11 条の福祉の措置に係る者に係る身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項又は同法第 11 条の福祉の措置に係る者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- (4) 老人福祉法第 28 条第 1 項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報
- ア 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項又は同法第 11 条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者（以下この号において「被措置者等」という。）に係る道府県民税又は市町村税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 被措置者等に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報
 - ウ 被措置者等に係る国民健康保険法第 5 条又は高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条の被保険者の資格に関する情報
 - エ 被措置者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 1 項の保険料の徴収

に関する情報

オ 被措置者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の保険料の賦課に関する情報

カ 被措置者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 老人福祉法第10条の4第1項又は同法第11条の福祉の措置に係る者に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収に関する情報

ク 老人福祉法第10条の4第1項又は同法第11条の福祉の措置に係る者に係る介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する情報

ケ 老人福祉法第10条の4第1項又は同法第11条の福祉の措置に係る者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第23条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の6第1項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第1項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第6条の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報

第24条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (3) 当該申請を行う者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

第25条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該請求に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者（額の認定の請求を行う者又は額の認定の請求を行う者の配偶者若しくは扶養義務者を除く。）に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - オ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - カ 当該請求に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
 - キ 当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

次に掲げる情報

ア 当該請求に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第3条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該届出に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該届出に係る障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

オ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第26条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条（同法第26条の5において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者（額の認定の請求を行う者又は額の認定の請求を行う者の配偶者若しくは扶養義務者を除く。）に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - オ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - カ 当該請求を行う者に係る介護保険法第8条第21項の地域密着型介護老人福祉施設又は同条第26項の介護老人福祉施設への入所に関する情報
 - キ 当該請求を行う者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報
 - ク 当該請求に係る障害児又は当該請求を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
 - ケ 当該請求に係る障害児、当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (2) 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和60年法律第34号第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該届出を行う者に係る介護保険法第8条第21項の地域密着型介護老人福祉施設又は同条第26項の介護老人福祉施設への入所に関する情報

カ 当該届出を行う者に係る介護保険法第13条第1項の住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報

キ 当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

ク 当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(3) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条（同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第27条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務
次に掲げる情報

ア 当該実施又は当該勧奨に係る乳児又は幼児に係る予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する情報

イ 当該実施又は当該勧奨に係る乳児若しくは幼児又は当該乳児の保護者若しくは当該幼児の保護者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該実施又は当該勧奨に係る乳児若しくは幼児又は当該乳児の保護者若しくは当該幼児の保護者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

エ 当該実施又は当該勧奨に係る乳児若しくは幼児又は当該乳児と同一の世帯に属する者若しくは当該幼児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該実施又は当該勧奨に係る乳児の保護者又は幼児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該実施又は当該勧奨に係る乳児の保護者又は幼児の保護者に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

- キ 当該実施又は当該勧奨に係る乳児若しくは幼児又は当該乳児と同一の世帯に属する者若しくは当該幼児と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (2) 母子保健法第11条第1項の新生児の訪問指導の実施に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該実施に係る新生児に係る予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する情報
 - イ 当該実施に係る新生児又は当該新生児の保護者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該実施に係る新生児又は当該新生児の保護者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該実施に係る新生児又は当該新生児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - オ 当該実施に係る新生児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - カ 当該実施に係る新生児の保護者に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
 - キ 当該実施に係る新生児又は当該新生児と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (3) 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務 当該実施に係る幼児に係る予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する情報
- (4) 母子保健法第13条第1項の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 当該実施又は当該勧奨に係る乳児又は幼児に係る予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する情報
- (5) 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該実施又は当該勧奨に係る妊産婦に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該実施又は当該勧奨に係る妊産婦に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該実施又は当該勧奨に係る妊産婦に係る生活保護実施関係情報

- エ 当該実施又は当該勸奨に係る妊産婦に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (6) 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該実施に係る未熟児に係る予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する情報
 - イ 当該実施に係る未熟児又は当該未熟児の父母に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該実施に係る未熟児又は当該未熟児の父母に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - エ 当該実施に係る未熟児又は当該未熟児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
 - オ 当該実施に係る未熟児の扶養義務者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - カ 当該実施に係る未熟児の扶養義務者に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
 - キ 当該実施に係る未熟児又は当該未熟児と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (7) 母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該措置に係る未熟児（以下この条において「被措置未熟児」という。）又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 被措置未熟児の扶養義務者又は被措置未熟児の扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 被措置未熟児に係る国民健康保険法第5条の被保険者の資格に関する情報
 - エ 被措置未熟児に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
 - オ 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - カ 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (8) 母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 被措置未熟児の扶養義務者又は被措置未熟児の扶養義務者と同一の世帯に属する者に
係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護措置実施関係
情報

第28条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項
の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 都市計画法第75条による下水道事業受益者負担金の督促又は滞納処分に関する事務
次に掲げる情報

ア 受益者に係る地方自治法第231条の3の使用料（下水道使用料に限る。）の督促、
滞納処分等に関する情報

イ 受益者に係る道府県民税又は市町村税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する
情報

ウ 受益者に係る道府県民税又は市町村税の督促、滞納処分その他の徴収に関する情報

エ 受益者に係る下水道法第20条の下水道使用料の徴収に関する情報

オ 都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141
条各号に掲げる者に係る同条の質問又は検査により得られる情報

カ 滞納処分に関する調査において必要と認められる者に係る都市計画法第75条第5項
の規定によりその例によることとされる国税徴収法第146条の2の協力要請により得
られる情報

(2) 大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第7条の下水道事業受益者負担金の減
免に関する事務 次に掲げる情報

ア 受益者に係る生活保護実施関係情報

イ 受益者に係る固定資産税（地方税法第5条第2項第2号に掲げる固定資産税をいう。
以下同じ。）又は都市計画税（同法第5条第6項第1号に掲げる都市計画税をいう。以
下同じ。）の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 受益者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 受益者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第29条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項
の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用す
る場合を含む。）及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。）

の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。

以下この号及び次号において同じ。）又は当該者の配偶者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該請求に係る一般受給資格者又は当該者の配偶者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該請求に係る一般受給資格者の配偶者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該請求に係る一般受給資格者に係る国民健康保険法第5条の被保険者の資格に関する情報

オ 当該請求に係る一般受給資格者又は当該者の配偶者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る一般受給資格者又は当該者の配偶者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出に係る一般受給資格者又は当該者の配偶者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該届出に係る一般受給資格者の配偶者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該届出に係る一般受給資格者に係る国民健康保険法第5条の被保険者の資格に関する情報

オ 当該届出に係る一般受給資格者又は当該者の配偶者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第30条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第54条第7項の被保険者資格証明書の交付に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該被保険者資格証明書の交付に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該被保険者資格証明書の交付に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金の算定に関する事務 当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 当該措置に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第85条第1項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- イ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- ウ 当該申請に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
- エ 当該申請に係る者に係る介護保険法第9条又は第13条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- オ 当該申請に係る者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報
- カ 当該申請に係る者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 当該一時差止めに係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- イ 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税

の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該保険料を課せられる者に係る介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する情報

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第8条第1項の障害認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該届出に係る被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 当該届出に係る被保険者に係る介護保険法第9条又は第13条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該届出に係る被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第37条第2項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請又は同令第42条第2項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

(11) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第61条の2第1項又は第4項の後期高齢者医療広域連合の認定に係る申出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申出を行う者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

(12) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

- イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

(13) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第6項において準用する同令第20条第1項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- イ 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
- ウ 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

第31条 条例別表第2の23の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項又は第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 同条第1項若しくは第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）又は要支援者等の扶養義務者に係る同法第14条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる情報
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 第1号に掲げる情報

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給を受けている者又は支給を受けていた者に係る同条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報

第32条 条例別表第2の24の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第12条第3項の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第2号被保険者（同法第9条第2号の第2号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。） 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 介護保険法第18条第1号の介護給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該給付の支給に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該給付の支給に係る被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該給付の支給に係る被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該給付の支給に係る被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

オ 当該給付の支給に係る被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(3) 介護保険法第18条第2号の予防給付の支給に関する事務 前号に掲げる情報

(4) 介護保険法第49条の2の一定以上の所得を有する第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅介護サービス費等の額の算定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る第1号被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る第1号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(5) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村税の徴収に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(6) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

エ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(7) 介護保険法第51条の2第1項の高額医療合算介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

- イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該申請を行う者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
 - エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
 - オ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (8) 介護保険法第59条の2の一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る介護予防サービス費等の額の算定に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該介護予防サービス費等の額の算定に係る第1号被保険者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該介護予防サービス費等の額の算定に係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該介護予防サービス費等の額の算定に係る第1号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (9) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 第5号に掲げる情報
- (10) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第6号に掲げる情報
- (11) 介護保険法第61条の2第1項の高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第7号に掲げる情報
- (12) 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該支払方法の変更に係る保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該支払方法の変更に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該支払方法の変更に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (13) 介護保険法第67条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該一時差止めに係る第1号被保険者に係る生活保護実施関係情報

- イ 当該一時差止めに係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該一時差止めに係る第1号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (14) 介護保険法第68条の保険給付の支払の一時差止めにに関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該一時差止めに係る第2号被保険者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該一時差止めに係る第2号被保険者又は当該第2号被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該一時差止めに係る第2号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (15) 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該保険給付の特例に係る第1号被保険者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該保険給付の特例に係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該保険給付の特例に係る第1号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (16) 介護保険法第122条第1項の調整交付金に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該調整交付金に係る第1号被保険者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該調整交付金に係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該調整交付金に係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税の徴収に関する情報
 - エ 当該調整交付金に係る第1号被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - オ 当該調整交付金に係る第1号被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (17) 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該保険料の徴収に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該保険料の徴収に係る被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該保険料の徴収に係る被保険者又は当該被保険者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税の徴収に関する情報
 - エ 当該保険料の徴収に係る被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収に関する情報

オ 当該保険料の徴収に係る被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該保険料の徴収に係る被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(18) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該保険料を課せられる被保険者（以下この号において「賦課被保険者」という。）

又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税の徴収に関する情報

ウ 賦課被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収に関する情報

エ 賦課被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 賦課被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(19) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者（当該申請を行う者と同一の住所を有する者を含む。）に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者（保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者を除き、当該申請を行う者と同一の住所を有する者を含む。）に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る固定資産税又は都市計画税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税の徴収に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収に関する情報

カ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(20) 介護保険法第203条第1項の資料の提供等に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該資料の提供等に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

- イ 当該資料の提供等に係る被保険者又は当該資料の提供等に係る第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - ウ 当該資料の提供等に係る被保険者又は当該資料の提供等に係る第1号被保険者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税の徴収に関する情報
 - エ 当該資料の提供等に係る被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収に関する情報
 - オ 当該資料の提供等に係る被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - カ 当該資料の提供等に係る被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (21) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請を行う者、当該申請を行う者の配偶者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - イ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
- (22) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第23条の資格取得の届出等に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出等を行う者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該届出等を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
- (23) 介護保険法施行規則第24条第2項又は第3項の資格取得の届出等に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (24) 介護保険法施行規則第25条の住所地特例施設に入所又は入居中の者に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該届出を行う者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報
- (25) 介護保険法施行規則第26条の被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

エ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(26) 介護保険法施行規則第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

(27) 介護保険法施行規則第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務（第2号被保険者に係るものに限る。） 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(28) 介護保険法施行規則第28条第1項の被保険者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該被保険者証の検認又は更新に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該被保険者証の検認又は更新に係る被保険者に係る国民健康保険法第5条、第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該被保険者証の検認又は更新に係る被保険者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

エ 当該被保険者証の検認又は更新に係る被保険者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(29) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

(30) 介護保険法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る固定資産税又は都市計画税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(31) 介護保険法施行規則第171条第1項の適用除外でなくなった者の届出に係る事実についての審査に関する事務 第24号に掲げる情報

第33条 条例別表第2の25の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項の健康増進事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該実施に係る住民に係る生活保護実施関係情報

イ 当該実施に係る住民に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該実施に係る住民に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 当該実施に係る住民に係る介護保険法第9条又は第13条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

オ 当該実施に係る住民に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

カ 当該実施に係る住民に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

キ 当該実施に係る住民に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(2) 健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第1号及び第4号の健康増進事業の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該実施に係る住民に係る生活保護実施関係情報

イ 当該実施に係る住民に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ウ 当該実施に係る住民に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(3) 健康増進法施行規則第4条の2第3号及び第6号の健康増進事業の実施に関する事務
次に掲げる情報

ア 当該実施に係る住民に係る生活保護実施関係情報

イ 当該実施に係る住民に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該実施に係る住民に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該実施に係る住民に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該実施に係る住民に係る外国人生活保護措置実施関係情報

(4) 健康増進法施行規則第4条の2第5号の健康増進事業の実施に関する事務 第1号に掲げる情報

第34条 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第6条第1項又は第2項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該請求を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該請求を行う者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

(2) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第8条第1項の特別障害給付金の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 前号（ウを除く。）に掲げる情報

(3) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号）第4条第1項の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

(4) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第6条の被災した場合の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

(5) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第7条第1項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 第3号に掲げる情報

第35条 条例別表第2の27の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

オ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

カ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

ク 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

ケ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給に関する情報

サ 当該申請に係る障害児の保護者に係る大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱第6条の決定による助成金の支払い及び同要綱第9条の助成の決定の取消しに関する情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者又は障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者の配偶者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

オ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

カ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該変更に係る障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

ク 当該変更に係る障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

ケ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該変更に係る障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該変更に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該変更に係る障害者又は当該障害者の配偶者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該変更に係る障害者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該変更に係る障害者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該変更に係る障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

ク 当該変更に係る障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

ケ 当該変更に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 当該変更に係る障害者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

- イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。）に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報
 - オ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
 - カ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - キ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報
 - ク 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に関する情報
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該変更に係る障害者又は障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 当該変更に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る道府県民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、障害

児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第5条、第116条若しくは第116条の2第1項若しくは第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第50条若しくは第55条第1項若しくは第2項の被保険者の資格に関する情報

オ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

カ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ク 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する情報

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第1項第6号に掲げる事業に限る。）の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該事業の申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第

2号の予防給付の支給に関する情報

ク 当該事業の申請を行う障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

ケ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第1項第6号に掲げる事業に限る。）の実施に関する情報

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第1項第8号に掲げる事業に限る。）の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

ク 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る大和市

寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第1項第8号に掲げる事業に限る。）の実施に関する情報

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第3項に掲げる事業に限る。）の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該事業の申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

ク 当該事業の申請を行う障害者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

ケ 当該事業の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護措置実施関係情報

コ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第3項に掲げる事業に限る。）の実施に関する情報

第36条 条例別表第2の28の項の規則で定める事務は、社会局長通知により準ずることとされる生活保護法に規定する事務であって次の各号に掲げるものとし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「外国人要保護措置者等」という。）と同一の同法第10条の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還若しくは同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する情報

イ 外国人要保護措置者等又は外国人要保護措置者等の扶養義務者に係る社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 第1号に掲げる情報

イ 社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第6条第1項の被保護者若しくは被保護者であった者に係る社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報

第37条 条例別表第2の29の項の規則で定める事務は、大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって次の各号に掲げるものとし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請に係る障害児の保護者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
 - イ 当該申請に係る障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該申請に係る障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - オ 当該申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - カ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号に掲げる情報
 - キ 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条第1号に掲げる情報
 - ク 当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第9条第1号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報を除く。）に掲げる情報
- (2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該変更に係る障害児の保護者に係る児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する情報
 - イ 当該変更に係る障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該変更に係る障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 当該変更に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - オ 当該変更に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - カ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第2号に掲げる情報

キ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条第2号に掲げる情報

ク 当該変更に係る障害児、当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第9条第2号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する情報を除く。）に掲げる情報

(3) 児童福祉法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る障害児の保護者に係る児童福祉法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する情報

イ 当該申請に係る障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請に係る障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

オ 当該申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第9条第3号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費の支給に関する情報を除く。）に掲げる情報

(4) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する情報

イ 当該サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ 当該サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

オ 当該サービスが提供される障害児の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第3号に掲げる情報

キ 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条第3号に掲げる情報

ク 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る第9条第4号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する情報を除く。）に掲げる情報

(5) 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申込みを行う者に係る児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に関する情報

イ 当該申込みを行う者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。）

ウ 当該申込みを行う者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申込みを行う者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

オ 当該申込みを行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

カ 当該申込みを行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

キ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る第10条第1号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に関する情報及び同規則によるみなし適用の対象となる同法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる情報

(6) 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申込みを行う者に係る児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保

護の実施に関する情報

- イ 当該申込みを行う者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。）
 - ウ 当該申込みを行う者に係る生活保護実施関係情報
 - エ 当該申込みを行う者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - オ 当該申込みを行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - カ 当該申込みを行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - キ 当該申込みを行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る第10条第2号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報及び同規則によるみなし適用の対象となる同法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる情報
- (7) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第51条第2号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報
- ア 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者に係る児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第2号に係る部分に限る。）
 - イ 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 - エ 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
 - オ 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスが提供される障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第9条第6号（同規則によるみなし適用の対象となる同法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第2号に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる情報

(8) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第51条第3号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

ア 大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下この号において「みなし適用助産妊産婦」という。）若しくは当該みなし適用助産妊産婦の扶養義務者又は同規則によるみなし適用の対象となる同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下この号において「みなし適用保護児童」という。）の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る同法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。）

イ みなし適用助産妊産婦若しくは当該みなし適用助産妊産婦の扶養義務者又はみなし適用保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ウ みなし適用助産妊産婦若しくは当該みなし適用助産妊産婦の扶養義務者又はみなし適用保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

エ みなし適用助産妊産婦若しくは当該みなし適用助産妊産婦の扶養義務者又はみなし適用保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

オ みなし適用助産妊産婦若しくは当該みなし適用助産妊産婦の扶養義務者又はみなし適用保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ みなし適用助産妊産婦若しくは当該みなし適用助産妊産婦の扶養義務者又はみなし適用保護児童、当該みなし適用保護児童の保護者若しくは当該保護者の扶養義務者に係る第9条第7号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報及び同規則によるみなし適用の対象となる同法第56条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第51条第3号に係る部分に限る。））に掲げる情報

る部分に限る。)を除く。)に掲げる情報

(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該申請を行う者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第36条第2号に掲げる情報

キ 当該申請を行う者に係る第24条(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報を除く。)に掲げる情報

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及

び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給に関する情報

カ 当該申請を行う障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号に掲げる情報

キ 当該申請を行う障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第35条第1号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給に関する情報を除く。）に掲げる情報

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する情報

カ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第2号に掲げる情報

キ 当該変更に係る障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第35条第2号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第

2 項の支給決定の変更に関する情報を除く。) に掲げる情報

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 9 第 2 項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該変更に係る障害者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該変更に係る障害者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該変更に係る障害者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該変更に係る障害者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 9 第 2 項の地域相談支援給付決定の変更に関する情報

カ 当該変更に係る障害者、当該障害者の配偶者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る第 3 5 条第 3 号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 9 第 2 項の地域相談支援給付決定の変更に関する情報を除く。) に掲げる情報

(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 3 条第 1 項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 3 条第 1 項の支給認定の申請に関する情報

カ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行

令第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第3号に掲げる情報

キ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児、当該障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは支給認定基準世帯員に係る第35条第4号(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に関する情報を除く。)に掲げる情報

(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する情報

カ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者、障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者又は支給認定基準世帯員に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第4号に掲げる情報

キ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者、障害児、障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者又は支給認定基準世帯員に係る第35条第5号(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する情報を除く。)に掲げる情報

(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業(同条第1項第6号に掲げる事業に限る。)の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る生活保

護実施関係情報

- イ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る道府県
民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- ウ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る児童扶
養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- エ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る中国残
留邦人等支援給付実施関係情報
- オ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る障害者
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業
(同条第1項第6号に掲げる事業に限る。)の実施に関する情報
- カ 当該事業の申請を行う障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯
に属する者又は当該事業の申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者
と同一の世帯に属する者に係る第35条第6号(大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に
関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律第77条の地域生活支援事業(同条第1項第6号に掲げる事業に限る。)
の実施に関する情報を除く。)に掲げる情報

(16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支
援事業(同条第1項第8号に掲げる事業に限る。)の実施に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る生活保
護実施関係情報
- イ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る道府県
民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- ウ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る児童扶
養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- エ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る中国残
留邦人等支援給付実施関係情報
- オ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る障害者
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業
(同条第1項第8号に掲げる事業に限る。)の実施に関する情報
- カ 当該事業の申請を行う障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯
に属する者又は当該事業の申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者

と同一の世帯に属する者に係る第35条第7号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第1項第8号に掲げる事業に限る。）の実施に関する情報を除く。）に掲げる情報

(17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第3項に掲げる事業に限る。）の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

ウ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該事業の申請を行う障害者又は当該事業の申請に係る障害児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第3項に掲げる事業に限る。）の実施に関する情報

カ 当該事業の申請を行う障害者、当該障害者の配偶者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該事業の申請に係る障害児、当該障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第35条第8号（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業（同条第3項に掲げる事業に限る。）の実施に関する情報を除く。）に掲げる情報

第38条 条例別表第2の30の項の規則で定める事務は、大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱第6条の適否の調査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る身体障がい児の保護者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請に係る身体障がい児の保護者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報

(3) 当該申請に係る身体障がい児の保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

- (4) 当該申請に係る身体障がい児の保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (5) 当該申請に係る身体障がい児の保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (6) 当該申請に係る身体障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1号に掲げる情報
- (7) 当該申請に係る身体障がい児、当該申請に係る身体障がい児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第35条第1号（介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報、同法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報並びに大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱第6条の決定による助成金の支払い及び同要綱第9条の助成の決定の取消しに関する情報を除く。）に掲げる情報

第4章 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第3の規則で定める事務及び情報

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第39条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、学校教育法第19条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 児童又は生徒に係る生活保護実施関係情報
- (2) 保護者又は当該保護者と生計を一にする者に係る道府県民税又は市町村民税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
- (3) 児童又は生徒に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第40条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）又は要保護者等の扶養義務者に係る生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 第1号に掲げる情報
 - イ 生活保護法第6条第1項の被保護者若しくは被保護者であった者に係る同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報

第41条 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 児童又は生徒に係る生活保護実施関係情報
- (2) 児童又は生徒に係る外国人生活保護措置実施関係情報

第42条 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、地方自治法第231条の3の使用料（下水道使用料に限る。）の督促、滞納処分等に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 下水道使用料に関する調査において必要と認められる者に係る地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の11の協力要請により得られる情報
- (2) 地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条各号に掲げる者に係る同条の質問又は検査により得られる情報

第43条 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該一部負担金の措置に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る学校教育法第19条の援助の実施に関する情報とする。

第44条 条例別表第3の7の項の規則で定める事務は、都市計画法第75条による下水道事業受益者負担金の督促又は滞納処分に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条各号に掲げる者に係る同条の質問又は検査により得られる情報
- (2) 滞納処分に関する調査において必要と認められる者に係る都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第146条の2の協力要請により得られる情報

第45条 条例別表第3の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項又は第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 同条第1項若しくは第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）又は要支援者等の扶養義務者に係る同法第14条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる情報

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 第1号に掲げる情報

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給を受けている者又は支給を受けていた者に係る同条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報

第46条 条例別表第3の9の項の規則で定める事務は、社会局長通知により準ずることとされる生活保護法に規定する事務であって次の各号に掲げるものとし、同項の規則で定める情

報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 社会局長通知により準ずることとされる同法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「外国人要保護措置者等」という。）又は外国人要保護措置者等の扶養義務者に係る社会局長通知により準ずることとされる同法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 第1号に掲げる情報
 - イ 社会局長通知により準ずることとされる生活保護法第6条第1項の被保護者又は被保護者であった者に係る社会局長通知により準ずることとされる同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報

第5章 雑則

(委任)

第47条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。